

## 離婚届の記入について

～R8.4.1 から離婚届の様式が変わります～

未成年の子がいない場合 → 旧様式に記入する場合は、記入例を参考に記入してください。

### 未成年の子がいる場合

- 旧様式を使用する場合・・・①「その他」欄への記載 もしくは ②「別紙」の記載が必要です。  
(親権をどうするかに関わらず必要です)

#### ①「その他」欄への記載

「親権者の定めについて真意に基づいて合意した (夫署名) (妻署名)」

#### ②「別紙」の記載

- ・「別紙」の夫、妻の署名欄にも署名が必要です。
- ・署名欄の上のチェック欄は、内容を確認し、夫、妻それぞれがチェックしてください。
- ・子育ての分担や養育費に関するチェック欄もチェックしてください。(なくても受付可。)

- 新様式を使用する場合

- ・「未成年の子の氏名」の欄の下のチェック欄は、内容を確認し、夫、妻それぞれがチェックしてください。

※ご不明な点は提出される市区町村(戸籍担当課)へご確認ください。

加賀市役所 窓口課  
戸籍グループ  
TEL 0761-72-7880

### 〈おもな改正点〉

- ・単独親権、共同親権の選択ができるようになります。
- ・協議離婚で、親権者の指定を求める家事審判または家事調停の申立てがされている子がいる場合は、その欄に子の氏名を記入してもらえば離婚届を提出することができるようになります。(そのことを証する書面までは不要)  
→ただし、親権を指定する審判の確定又は調停の成立後に、親権者指定届をする必要があります。審判による場合は審判所謄本および審判確定証明書、調停による場合は、調停調書の謄本を添付し、届出を行ってください。